



かながわ
消費生活

注意・警戒情報



出張鍵開けサービス の料金トラブルに注意!



相談事例

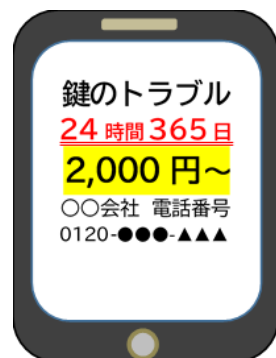
スマートフォンで鍵開けサービス業者を検索し、ホームページに《見積りは無料》《鍵開けは2000円〜》と表示されていた業者に電話をかけたところ、電話に出た男性から「鍵の種類によって金額が異なるので、料金は現地で伝える」と言われた。担当者が来て、鍵の種類を確認し作業に入ったが、事前に料金が知らされることはなく、作業が終わってから約10万円を請求された。もめるのも怖いので仕方なく支払ってしまった。返金してほしい。



依頼前に注意することは?

▶ 「〇〇円〜」等のインターネット上の広告をうのみにしない

必要な作業は一様ではなく、時間帯や現場の状況次第では、必ずしもインターネット広告に記載された料金で依頼できるとは限りません。「〇〇円〜」などの安価な金額表示はうのみにせず、作業前に見積りをしてもらいましょう。また、出張料やキャンセルした場合の金額も、あらかじめ確認しましょう。



作業後に高額な請求を受けたときは?

▶ 料金、作業内容に納得できない場合は、その場で支払いをしない

広告では数百円からと書かれていたのに、作業後の請求は数十万円と高額になっていたなど、料金や作業内容に納得できない場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いはきっぱり断りましょう。

契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン
トラブルで困ったときはお電話を!

局番なし
い や や
188番

ご自由にコピー・回覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。
まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課 (045-312-1121) へお問合せください。



国民生活センター
公式LINE
はこちら▶▶▶





5月は消費者月間です！



【令和7年度のテーマ】 **明日の地球を救うため、消費者にできること**
グリーン志向消費 ～どのグリーンにする？～

県内で活動する消費者団体の取組や消費者被害未然防止、エシカル消費についてSNSで情報発信を行うほか、かながわ県民センター1階ロビーで資料配架を行います。



詳細はこちら

情報発信：5月1日（木）～5月30日（金） 資料配架：5月16日（金）～5月30日（金）

この機会に消費者被害の未然防止や環境や社会に配慮した消費行動について考えてみませんか。

※消費者月間とは、国が毎年度テーマを定めて消費者問題に関する啓発などの事業を集中的に行うものです。

不正商品撲滅キャンペーン ほんと？ホント！フェア in 横浜 開催

～海賊版は買わない！海賊版サイトは見ない！偽ブランド、偽キャラクターグッズは買わない！～

日 時：5月25日（日）10:00～16:00

場 所：横浜市役所 1F アトリウム&北プラザ

内 容：ホンモノ・ニセモノ比較展示、著作権・商標権に関するクイズ、
スタンプラリー、抽選コーナー
高城れに（ももいろクローバーZ）ミニトークショー など

主 催：不正商品対策協議会 共 催：神奈川県警察本部、加賀町警察署、横浜市経済局

後 援：警察庁、特許庁、神奈川県



不正商品撲滅
キャンペーン
の詳細はこちら

◆消費生活相談窓口のご案内

消費生活相談窓口は、事業者との商品やサービスの契約等に関する相談窓口です。神奈川県が設置する「かながわ中央消費生活センター」のほか、お住まいの市町村にも設置されています。

○かながわ中央消費生活センターの電話相談

相談時間：月～金曜 9時30分～17時
土曜 9時30分～16時30分
※祝休日、年末年始、かながわ県民センター
休館日を除く

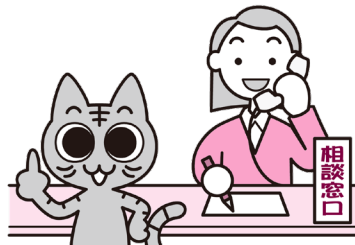
電話番号：（045）311-0999
又は
消費者ホットライン「188」

詳しくは、こちらをご覧ください →



○市町村の消費生活相談窓口

相談時間や電話番号等は、
ホームページで →
ご確認ください。



消費者ホットライン
「188」でも、
窓口につながります。



困ったときは、
一人で悩まず
地元市町村の
消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局
くらし安全部消費生活課
相談第二グループ

かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



X(旧 Twitter)